

2020年10月27日

内閣府食品安全委員会事務局評価課第一課内  
「キチングルカンの食品健康影響評価」意見募集担当 御中

「キチングルカンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」について

日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室  
室長 早川 敏幸  
〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8  
電話 03-5778-8109

今回、貴委員会が公表された「添加物評価書（案） キチングルカン」（以下、評価書案と表記します。）に関して、以下のコメントを提出いたします。

1. 必要とされている資料の省略が可能と判断した理由を明確にすべきです。

貴委員会では「添加物に関する食品健康影響評価指針」<sup>1)</sup>を定めており、これを定めた背景としては、同指針中で「申請者等に対して必要なデータの明確化を図るためにも、必要性が高いものと考えられる」と述べています。

一方、今回の評価で用いられたデータですが、遺伝毒性試験が復帰突然変異試験（菌株の記載なし）1例のみであることをはじめ、慢性毒性試験、発がん性試験、生殖毒性試験などの、指針で必要とされている毒性試験が実施されていません。

指針には「当該添加物が食品常在成分であること又は食品内若しくは消化管内で分解して食品常在成分となることが科学的に明らかな場合には、試験の一部について省略することができる。」との例外規定もありますが、キチングルカンはこの例外に当てはまらないものと考えます。

今回、特別に資料の省略が可能と判断した理由を指針に鑑みて明確にし、それを評価書の冒頭などに記載すべきではないでしょうか。指針で必要とされているデータを得ずとも指定の申請が可能と考える事業者が今後現れかねないことを懸念します。

2. 今回の評価で適用した指針や考え方を明確にすべきです。

現在、添加物関連の食品健康影響評価指針については、「香料」「酵素」「栄養成分関連添加物」に関する指針が策定されており、それ以外は「添加物に関する食品健康影響評価指針」を適用することになっています。「加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方」は同指針の附則とされています。

キチングルカンは最終的に食品として包装される前に食品から除去されるため加工助剤に該当すると思われませんが、殺菌料や抽出溶媒ではありません。評価実施に際しては、採用した考え方を明確にすることが必要です。今回、加工助剤の考え方を取り入れているのであれば、それを評価書案で明確にした上でばく露マージンの評価を記載すべきと考えます。

一方で「加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方」の適用範囲や評価に必要なデータも再検討し、明確化すべきと考えます。

以上

#### 参考文献

[1] 食品安全委員会, 添加物に関する食品健康影響評価指針 (2010年5月, 2017年7月改正).

[https://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/index.data/For\\_HP\\_JP\\_Supplement\\_Approach\\_for\\_processing\\_aids.pdf](https://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/index.data/For_HP_JP_Supplement_Approach_for_processing_aids.pdf)